

倫理規範

【目的】

公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下、「本連盟」という）の組織運営及び各種事業の推進に関わるすべての関係者は、スポーツ基本法、日本スポーツ協会スポーツ憲章および同加盟団体規程を遵守し、本連盟の定款第3条に定める目的を達成するため、本連盟の社会的使命および役割を自覚し、高いレベルの倫理観に従い、本連盟の目的および事業執行に対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本連盟に対する社会的な信頼を確保するよう、公平・公正に行動することを目的とする。

本規範は、その具体的な行動等について下記のとおり定める。

本規範に反した行動、行為を行った者は、社会の諸規範、本連盟懲罰規程及び加盟団体、あるいは選手等が属する組織の諸規程等に則り、懲罰等を科せられることがある。

【適用範囲】

本規範における規律の対象となる者（以下、「役職員、登録者等」という）は、次の団体及び個人とする。

- (1) 本連盟の役職員等（定款26条に定める役員、定款33条に定める顧問及び参与、公益財団法人全日本軟式野球連盟規程第24条に定める委員会の委員、本連盟と雇用又は委託関係にある職員）
- (2) 本連盟に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体等」という）とその役職員等
 - ① 定款第47条に定める都道府県軟式野球団体
 - ② 本連盟規程第3条2項に定める末端支部
 - ③ 定款47条に定める理事会で特に定めた軟式野球団体加盟全国団体
- (3) 本連盟に登録する一般会員
- (4) 本連盟に登録するチーム会員、チーム会員を構成する代表者、監督、コーチ及び競技者

【行動の基本原則】

役職員、登録者等の行動は、次の基本原則に基づくものである。

- (1) 本連盟は、軟式野球のみに止まらず、野球界の一員としての社会的責任を負っていることを認識し、広くステークホルダーと協力して、社会からの期待に応えるよう行動すること
- (2) 多様性を尊重し、それぞれの違いを認容すること
- (3) いかなる場合でも命が最も大切なものであり、命とは心を含むものである事を理解し、行動すること
- (4) 公私を問わず、自らの行動に責任を持ち、誠実かつ公正であること

【具体的な遵守事項】

役職員、登録者等は、上記の基本原則に基づき、以下の事項を遵守すること。

(1) 法令等の遵守

全ての法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本連盟と本連盟が加盟する関連団体（公益財団法人日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、一般財団法人全日本野球協会、など）の理念、定款、規程、規定、命令及び指示等に反してはならない

(2) 多様性の尊重と人権の尊重、差別の禁止

人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人または団体に対する差別を行わず、様々な思考、行動を尊重し、人の意見に耳を傾けること
自己の基準や標準を他に押し付けてはならない

(3) 適正な経理処理

法令、会計原則、会計基準等、加盟団体及び選手等が属する組織の規則等に基づき適正な処理を行い、金銭等を含む資産の目的外への流用、不正行為、また、他者にそれらを強いる行為を行わない、また、それを排除するよう行動する

(4) 公正な取引関係の維持と不正な利益の收受行為の禁止

軟式野球を通じた活動に必要な物品、サービス等の調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正で透明な関係を確立、保持し、不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受またはその疑いのある行為を行わない、他に強いない、またそれを排除するよう行動する

(5) 情報の開示と説明責任及び情報の厳正な管理

本連盟に関わる幅広いステークホルダーに対して活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める、また、業務上、または軟式野球を通じて知り得た組織または個人の情報、非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳重に取り扱う

(6) 試合結果の不正操作の禁止

試合の勝敗について予め取り決めを行う等の不正な行為に加担しない、他者に強いない、また、それを発見した際には排除するよう行動する

(7) ドーピング及び違法薬物、問題飲酒行為等の禁止

競技の健全な秩序や風紀を乱し、健康と安全を脅かすドーピング行為、大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用を行わない、また、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、未成年の飲酒、喫煙等を行わない、他者に強いない、また、発見した際にはそれを排除するよう行動する

(8) 暴力・ハラスメントの排除

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗・中傷、他者への強要等、全てのハラスメントを行わない、また、排除するよう行動する

(9) 反社会的勢力との断絶

市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度を堅持し、一切の関係を遮断する

- 2 本規範の改正は、理事会の決議により行う。
- 3 本規範は、令和3年10月14日より施行する。